

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news ♪

2011年9月29日発行 No.26

薬害イレッサ東日本訴訟 第2回控訴審裁判の日程が 10月25日(火) 15:30~ に決まりました!!

第 2 回 控 訴 審 裁 判

日時：2011年10月25日(火) 15:30 場所：東京高等裁判所 101号大法庭

- *裁判前：裁判所前宣伝を予定しています。
- *裁判終了後：弁護士会館にて報告集会を行う予定です。

この日が結審の可能性大!!

かなりのスピードで裁判が進んでいます。良い傾向と捉えたいところですが、十分な審理を求めないといけない情勢です。

下記の署名提出活動でも関心の高さをアピールしつつ、本審理でも大勢の参加者でアピールしたいと思いますので、御協力をお願いします。

薬害イレッサ訴訟の早期解決を求める署名にご協力ください!

多くの署名を集め、裁判所に訴訟への関心が
高いことをアピールしましょう!!

その1筆が大きき力
になります☆

1筆からでもどうぞ
ご協力ください♪

☆署名用紙はこちらからもダウンロードできます☆

<http://www.gaiki.net/yakugai/gef/lib/116sign-p2.pdf>

(外苑企画商事>薬害根絶>薬害イレッサ書庫 内)



イラスト提供「web サイト赤ざきんちゃんの散・歩・道」

9月6日に1回目の控訴審裁判がありました!

9月6日、東京高裁で控訴審1回目の口頭弁論がおこなわれ、原告団、弁護団、支援者で100名を超える人が集まり傍聴は抽選となりました。

★原告側は、被害の甚大さ、間質性肺炎の致死的作用の注意喚起が不十分であったこと、市販後の臨床試験で延命効果が証明されていないこと、和解勧告に対し世論を誘導する「下書き問題」があったことを陳述しました。

★それに対し被告側のA社からは、重要な副作用に記載してあれば致死的なものもあると考慮するのは通常の医療機関では常識のはず…と現場へ責任転嫁する陳述を繰り返しました。また、国側からも、10月の安全性情報を出した時点で責務は果たしていると述べ、周知徹底の確認がどれだけ大事かという過去の薬害の教訓を無視する陳述が続きました。

★裁判長は、1審で主張・立証は尽くされ、あとはどう判断するか…実質、新たな陳述、証拠など不要としました。次回の10/25が「結審」となる可能性も否定できません。



*裁判長の姿勢はこれまでの実績からみても、十分な審理をするよりスピード優先で、早期終了が目的となっているようです。逆転判決の可能性も大…というのが弁護団や傍聴者の印象でした。

*関心の高さを示す手段は2つ…①「薬害イレッサ訴訟の早期解決を求める署名」を10月上旬までに多くの方々に賛同いただくこと。②10/25第2回控訴審に多数の傍聴者を集めることです。

★これからのイレッサの在り方が患者のためになるために、何が問題だったのか! これまでのニュースをお読みいただき、1人でも多くの方に賛同いただければと思います

